



鳥取県公報

平成 21 年 4 月 1 日 (水)
号外第 53 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 環境美化促進地区の指定の一部改正 (2 件) (226・227) (循環型社会推進課) 2

告 示

鳥取県告示第226号

平成9年鳥取県告示第766号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
(1) 指定する地区			(1) 指定する地区		
地区名	市町村	地区の区域	地区名	市町村	地区の区域
略			略		
若桜町若桜駅前周辺地区	若桜町	1 八頭郡若桜町大字若桜の一部（若桜駅前広場の区域）	若桜町若桜駅前周辺地区	若桜町	1 八頭郡若桜町大字若桜の一部（若桜駅前広場の区域）
		2 町道屋堂羅1号線の次の区間 起点 若桜駅 終点 国道29号			2 町道屋堂羅1号線の次の区間 起点 若桜駅 終点 国道29号
略	略	3 県道若桜停車場線の次の区間 起点 若桜駅 終点 八頭郡若桜町大字若桜393地先	八頭町八東ふるりの森地区	八頭町	1 八頭郡八頭町妻鹿野の一部（八頭町八東ふるりの森の区域）
		略			略
(2) 略			(2) 略		

鳥取県告示第227号

平成11年鳥取県告示第751号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
1 指定する地区			1 指定する地区		
地区名	市町村	地区の区域	地区名	市町村	地区の区域
略			略		
智頭町芦津地区	智頭町	1 町道芦津線の全線	智頭町芦津地区	智頭町	1 町道芦津線の全線
		2 町道沖ノ山線の全線			2 町道沖ノ山線の全線
		3 林道中ノ津線の次の区 間 起点 町道沖ノ山線 終点 八頭郡智頭町大字 芦津字岸ノ上743			3 林道中ノ津線の次の区 間 起点 町道沖ノ山線 終点 八頭郡智頭町大字 芦津字岸ノ上743
		4 八頭郡智頭町大字芦津 の一部(どんぐりこころ 公園及び智頭町営芦津 キャンプ場の区域)			4 八頭郡智頭町大字芦津 の一部(どんぐりこころ 公園及び智頭町営芦津 キャンプ場の区域)
八頭町郡家駅前周辺地区	八頭町	1 八頭郡八頭町郡家の一 部(郡家駅前広場の区 域)	八頭町郡家駅前周辺地区	八頭町	1 八頭郡八頭町郡家の一 部(郡家駅前広場の区 域)
		2 県道郡家停車場線の全 線			2 県道郡家停車場線の全 線
		3 県道河原郡家線の次の区 間 起点 郡家駅前 終点 県道郡家鹿野気高 線			3 県道河原郡家線の次の区 間 起点 郡家駅前 終点 県道郡家鹿野気高 線
八頭町船岡竹林公園地区	八頭町	1 八頭郡八頭町西谷の一 部(八頭町船岡竹林公園 の区域)	八頭町船岡竹林公園地区	八頭町	1 八頭郡八頭町西谷の一 部(八頭町船岡竹林公園 の区域)
		2 町道殿西谷線の次の区 間 起点 県道志子部船岡線 終点 起点から西側600メ ートルの地点			2 町道殿西谷線の次の区 間 起点 県道志子部船岡線 終点 起点から西側600メ ートルの地点
略			略		
2 略			2 略		